

駒澤大学大学院佛教学研究会規約

綱領

我々は健全、自主的組織により仏教学の研究、研究環境の向上及び相互の親睦を計り、駒澤大学大学院発展に寄与する。

第1章 名称及び所在地

第1条: 本会は「駒澤大学大学院仏教学研究会」と称し、事務所を駒澤大学内に置く。

第2章 目的

第2条: 本会は綱領及び決議事項の完成を計ることを目的とする。

第3章 組織

第3条

- (1) 本会は駒澤大学大学院仏教学専攻の博士課程、修士課程及び研究生の学生でもって組織される。又、希望により準会員を認め、上記以外のもので総会において承認を得た者は入会を認める。
- (2) 本会の会員は、駒澤大学大学院仏教学専攻の博士課程、修士課程及び研究生の学生とし、当研究会に年間4000円の会費を納入する義務を負う。会費未納の場合は会員としての権利を制限する。
- (3) 本会の会員が休学する場合には、休学する年度において、年会費の納入義務は発生しない。ただし、当該年度の『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』の購入を希望する場合には、その代金を支払う。
- (4) 本会の準会員は、本会が入会を認めた駒澤大学大学院仏教学専攻の博士課程、修士課程及び研究生以外の者とする。
- (5) 本会の準会員には、一般準会員と法人準会員の二者を設ける。
- (6) 本会の準会員は、当研究会に年間2000円の会費を納入する義務を負う。
- (7) 一般準会員は、本会発行の『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』を入手する権利を有する。
- (8) 法人準会員は、基本的に国内外を問わず、他大学及び他研究機関より依頼を受けた者以外は認めず、且つ、本会の法人準会員になる目的が明確な者でなければならない。
- (9) 国内外の他大学及び他研究機関より依頼を受けた法人準会員は、本会発行の『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』を購入する権利を有する。
- (10) 法人準会員に販売する際の『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』の価格は、B5版1000円、A5版2000円とする。

第4章

第4条: 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会: 総会は本会の最高決議機関である。
- (2) 役員会: 役員会は本会の執行機関である。

第5章

第5条:総会は準会員を除く全会員をもって構成し、議長は会員より互選する。

第6条:

- (1)総会は定例総会と臨時総会とする。
- (2)定例総会は毎年年度始めに開催し、委員長はこれを招集する。
- (3)臨時総会は全会員の1/3以上の要請があった場合、又は役員会が必要と認めた場合、委員長がこれを招集して開催する。

第7条:総会は出席者及び委任状の数が全会員の2/3以上の時成立し、出席者の1/2以上をもって議決する。尚、賛否同数のときには議長がこれを議決する。

第6章 役員会

第8条:役員会に次の役員を置く。

- (1)委員長:1名
- (2)副委員長:1名以上
- (3)管財:1名以上
- (4)年報編集委員:1名以上
- (5)会計監査:1名
- (6)会計:1名
- (7)書記:1名以上
- (8)庶務:1名以上
- (9)図書:1名以上
- (10)広報:1名以上
- (11)渉外:1名以上
- (12)ホームページ担当:1名以上
- (13)年報オブザーバー:任意で委員長が招集する。オブザーバーは基本として博士課程2年以上で組織する。

第9条:

- (1)委員長は役員会の最高責任者として会務を統轄する。
- (2)副委員長は委員長を補佐し、委員長が会務を執行できない時にはこれを代行する。
- (3)各委員は会務を処理する。

第10条:役員会は次の事項の審議及び執行をする。

- (1)総会の決議事項の執行。
- (2)活動計画及び予算案の作成。
- (3)活動報告及び決算報告。
- (4)研究発表会に関する審議及びその執行。
- (5)その他、緊急事項の処理。

第11条:役員は定例総会にて会員中より選出し、任期は毎年4月より1ヵ年とし、再任を妨げない。

第7章 会計

第12条:

- (1)本会の運営費は会費及び助成金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- (2)会費は年額4,000円を納入し、会計がこれを保管する。

(3) 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(4) 予算案及び決算報告は各年度の定例総会において承認を得なければならない。

第13条: 臨時会費は総会の決議によって徴収することができる。

第8章 活動

第14条: 本会はその目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 会員の研究成果を発表する研究発表会を定期的を開催する。

(2) 会員の研究成果として年報を発行する。

(3) 会員の研究向上のための研究会及びゼミナール、並びに相互親睦に資する活動を認める。

(4) 研究会の情報を一般に公開するためにホームページを作成し、最新の研究成果を社会に提供する。

(5) 研究に必要な資料及び環境に関する審議の決議事項を当局に要望する。

第9章 定例研究発表会

第15条:

(1) 定例研究発表会は月1回(年6回)開催する。

(2) 発表希望者が多数の場合は、予定回数を越えても構わない。また、発表希望者が少数の場合は発表会の回数を削除してもよいとする。

第16条: 定例研究発表会のレジュメをコピーする場合は、駒澤大学大学院仏教学研究会で購入したコピーカードの貸与を受けることができる。ただし度数は150までとする。

第10章 年報

第17条: 名称は『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』とする。

第18条: 発行期日は翌年6月を予定。

第19条: 駒澤大学大学院仏教学研究会がこれを発行し、編集は同研究会の定める年報編集委員がこれに当る。

第20条: 年報に関する決議は、委員長又は年報編集委員によって招集されるオブザーバーの合議制により決定される。

第21条: 投稿は原則として同研究会に属する者で、年度内に定例研究発表会において研究発表をした者が投稿の権利を有する。ただし、オブザーバーによって認められた場合に限り、発表者以外の投稿を認める。

第22条:

(1) 投稿には、執行部の定める投稿申請書の提出をしなければならない。

(2) 投稿の型式及び字数上限は年報編集委員の指導を受ける。

(3) 字数は、原則として18,000字(400×45枚)を超えないものとする。ただし、オブザーバーによって認められた場合に限り、この字数を超えることを認める。

第23条: 投稿論文については、指導教授による審査に加え、年報監査の教員による審査を受ける。

第24条:

(1) 年報に掲載された論文は、インターネットにてこれを公開する。

(2) 公開を望まない者は、その旨を委員長または年報編集委員に伝えることにより、インターネットでの公開を拒否することができる。

第11章 研究会及びゼミナール

第25条: 仏教学研究会公認ゼミナール(以下ゼミとする)の開催を希望する会員は、次の6点について研究会役員会へ文書で申請し、その了承の下に総会にて承認を得る。

- (1)開催の目的
- (2)講師名(本学の教授、准教授、講師)
- (3)希望する日時、教場
- (4)受講予定者の人数(3名以上)
- (5)ゼミの内容
- (6)ゼミ受講責任者、連絡員、ゼミ参加者名

第26条: ゼミ受講責任者は定例総会に於いてゼミの内容、日時、教場等について公表し、会員間に知悉せしめなければならない。尚、受講責任者は当該ゼミに関する事務連絡等を含め、すべてに互る責任を有する。

第27条: 原則として1人の講師につき1講座とし、期間は1年度とする。

第28条: ゼミの参加資格は本会員並びに講師の許可を得た者が有する。

第29条: 会計は原則として各ゼミの独立会計とする。ただし、講師謝礼は時宜に従う妥当の金額を役員会とゼミ受講責任者との合議の上に決定し、研究会より若干の補助金を支出することができる。尚、補助金の授与は第28条の義務の履行を条件とする。

第30条: 受講責任者は定例総会に於いて1年間のゼミ受講の報告をしなければならない。

- (1)活動の期間
- (2)研究の進展及び成果

第31条: 役員会とゼミ受講責任者との協議によってゼミを廃止することができる。役員会はこれを総会にて公表する。

第12章 研究会ホームページ

第32条: 研究会ホームページ(以下HPとする)は本会において公表された最新の研究成果等を学界・仏教界に還元し、さらに論壇の場として内外の研究交流の隆盛を目的とする。

第33条: HP担当者は本会におけるあらゆる情報、研究内容を収集し、web上で公開する。

第34条: 会員はHPに公開する情報の提供に協力しなければならない。

第35条: HPを維持する費用が発生した場合は会費より支払われる。

第13章 研究会所蔵図書利用規約

第36条: 仏教学研究会の院生研究室1及び2には本会所有の図書・雑誌等が保管されている。本会員には、これらの図書の利用が認められているが、それらを平等且つ効率的に使用するために、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 仏教学研究会が所蔵する図書は、院生の研究を促進することを目的とするものである。大学の図書館にて借出し可能なものについては、極力大学の図書館を利用するようにし、図書館閉館時でも院生研究室において研究を進めることができるように各自節度ある使用を心がける。
- (2) 図書の利用可能者は院生会正会員、及び準会員とする。ただし準会員への図書貸し出しは行わない
- (3) 貸出期間は普通貸出と短期貸出の2種類とし、普通貸出は2週間、短期貸出は当日のみとする。共に必ず貸し出しノートに必要事項を記入する。貸し出し中の図書に対して、他の利用希望者がいない場合は1回のみ延長を可能とする。
- (4) 図書館からの委託図書及び辞書類は短期貸出(当日返し)のみとする。
- (5) 図書を紛失または破損した場合、現物あるいは相当する金額を賠償しなければならない。

(6) 利用後はもとの書棚の位置に返却する。

(7) 院生研究室－2(31研究室)に保管されている図書を利用する場合には、研究室－2に出入りするその都度、必ず施錠をし、院生研究室－2の鍵を院生研究室－1の所定の保管場所に戻しておくこと。院生研究室－2の常時解錠、及び個人による鍵の独占使用は如何なる場合にもこれを認めない。

(8) 院生研究室－1における飲食は、図書に影響を及ぼさないよう、くれぐれも心がける。

(9) 院生研究室－2における飲食は禁止とする。

第14章 規約改正

第37条: 本会の規約の改正は総会に於いて出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

附 記: 本規約は昭和43年11月27日より効力を発揮する。

◆昭和43年11月27日制定

◆昭和47年2月7日一部改定

◆昭和50年2月7日一部改定

◆昭和52年6月9日一部改定

◆昭和54年2月7日一部改定

◆昭和57年6月11日一部改定

◆昭和59年2月6日一部改定

◆平成2年5月21日一部改定

◆平成7年5月25日一部改定

◆平成8年5月13日一部改定

◆平成11年2月3日一部改定

◆平成11年5月12日一部改定

◆平成12年9月28日一部改定

◆平成14年5月28日一部改定

◆平成16年5月12日一部改定

◆平成17年5月12日一部改定

◆平成20年5月27日一部改定

◆平成22年5月20日一部改定

◆平成24年5月11日一部改定

◆平成25年5月17日一部改定